

鳥取県職員の休暇制度概要

○特別休暇（有給）

	概要	期間・日数
公民権公使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
官公署への出頭	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
犯罪被害職員等支援	職員又は配偶者、父母、子等が犯罪被害を受けた場合	その都度必要と認める期間 等
ドナー休暇	骨髄移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合	その都度必要と認める期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 ※県外での活動	一の年において5日を超えない範囲内
ふるさと応援休暇	職員が自発的に、地域に貢献する活動を行う場合 ※県内での活動	一の年において5日を超えない範囲内
結婚休暇	職員が結婚した場合	連続する期間で1週間以内
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等を行う場合	一の年において6日（体外受精等に係るものが含まれる場合にあっては、10日）
妊娠婦の健診等	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	1日の範囲内でその都度必要と認める期間（妊娠週数により回数上限あり）
妊婦の通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度等が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて、1日につき1時間を超えない範囲内
妊婦の休息等	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間
妊娠起因障がい	妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合	2週間を超えない範囲内
産前	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産の日までの期間
産後	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
育児時間	職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間
生理	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間
更年期障害がい	更年期障害又は更年期障害の疑いのある症状のため勤務が著しく困難である場合又は更年期障害等に係る通院等を行う場合	一の年において5日を超えない範囲内
妻の出産	妻の出産の場合	3日を超えない範囲内
育児参加	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又はその子以外の子（小学校就学の始期に達するまで）を養育する場合	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において5日を超えない範囲内
子育て休暇	子の看護や子の学校行事等に参加する場合	年10日（子が2人以上の場合：15日） 等
家族看護	職員が配偶者又は2親等以内の親族の看護を行う場合	一の年において5日を超えない範囲内
短期介護	職員が要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話を行う場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内
忌引	忌引の場合	職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内
父母等の祭日	父母、配偶者及び子の祭日の場合	慣習上、最少限度必要と認める期間
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を目的とする場合	6月から10月までの期間内において原則として連続する5日の範囲内の期間
感染症による健診等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断、就業の制限、入院又は交通の制限若しくは遮断により、勤務することが困難である場合	その都度必要と認める期間
災害等による住居喪失等	地震、水害、火災その他の災害により、現住居が滅失又は損壊した等の場合	1週間を超えない範囲内
災害出勤困難	地震、水害、火災その他の災害又は交通事故等により出勤することが著しく困難である場合	その都度必要と認める期間
災害危険回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通事故等に際して、職員が退勤途上の身体の危険を回避する場合	その都度必要と認める期間

○病気休暇（有給）

種 類	内 容	期 間	単 位
公務傷病	公務による負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最少限度必要と認める期間	1日又は1時間
私傷病	私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最少限度必要と認める期間	1日又は1時間

○無給休暇

種 類	内 容	期 間	単 位
介護休暇	職員が、要介護者の介護をする場合	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	・1日又は1時間 ・1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間
海外随伴休暇	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴する場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	1日
部分休業	職員（育児短時間勤務職員を除く。）が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	一の年度において、①と②のいずれかを選択 ①1日につき2時間の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間（育児時間を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間） ②一の年度において10日の範囲内	①30分 ②1時間または1日
子育て部分休暇	職員（育児短時間勤務職員等及び部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、中学校修了前の子及びこれに相当する子として人事委員会規則で定める子（障害のある子にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育する場合	一の年度において、①と②のいずれかを選択 ①1日につき2時間の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間（育児時間を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間） ②一の年度において10日の範囲内	①30分 ②1時間または1日
介護時間	職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しない場合	要介護者が介護を必要とする期間内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間	・30分 ・1日を通じ、2時間（第1号育児部分休業又は第1種子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間